

成年後見関係事件の概況

—平成24年1月～12月—

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、平成24年1月から12月までの1年間における、全国の家庭裁判所の成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の処理状況について、その概況を取りまとめたものである。

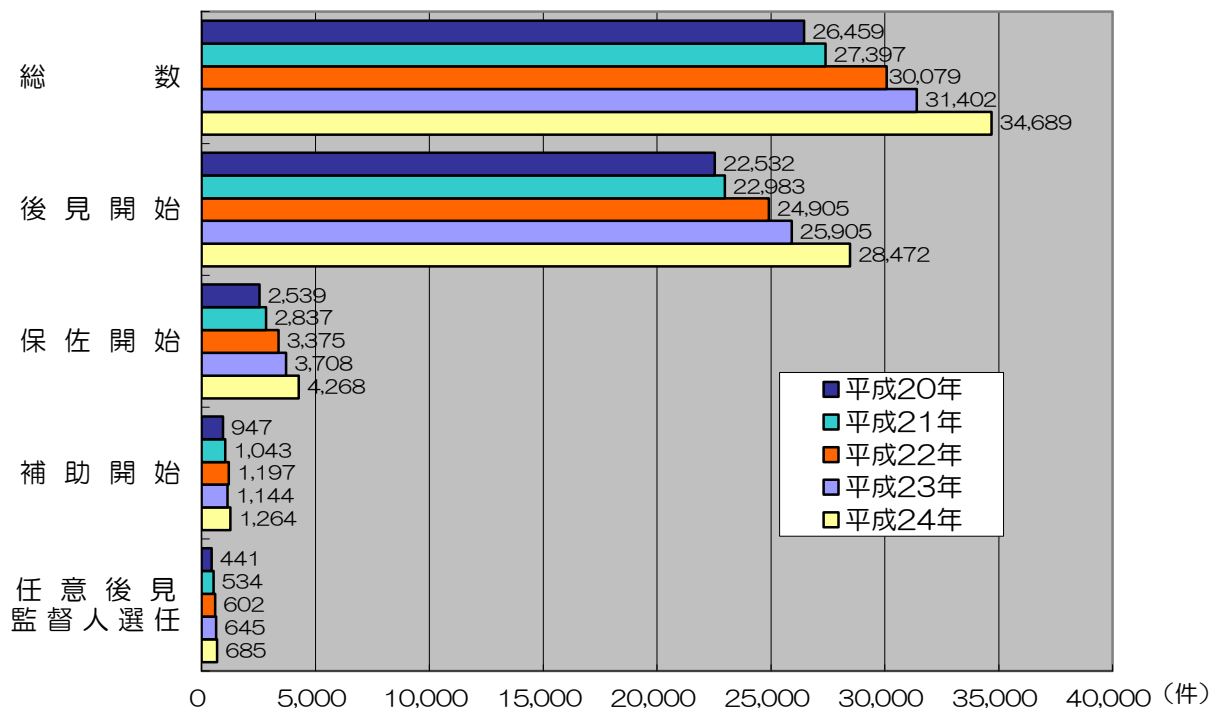
以下の数値は、いずれも当局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。また、グラフ中の各項目別割合は、原則として、小数点第二位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合及び小計として表示されている比率と一致しない場合がある。

○ 資料4及び資料10につき再集計による数値の訂正を行った。（平成25年11月1日）

1 申立件数について（資料1）

- 成年後見関係事件（後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で34,689件（前年は31,402件）であり，対前年比約10.5%の増加となっている。
- 後見開始の審判の申立件数は28,472件（前年は25,905件）で，対前年比約9.9%の増加となっている。
- 保佐開始の審判の申立件数は4,268件（前年は3,708件）で，対前年比約15.1%の増加となっている。
- 補助開始の審判の申立件数は1,264件（前年は1,144件）で，対前年比約10.5%の増加となっている。
- 任意後見監督人選任の審判の申立件数は685件（前年は645件）で，対前年比約6.2%の増加となっている。

（資料1） 過去5年における申立件数の推移



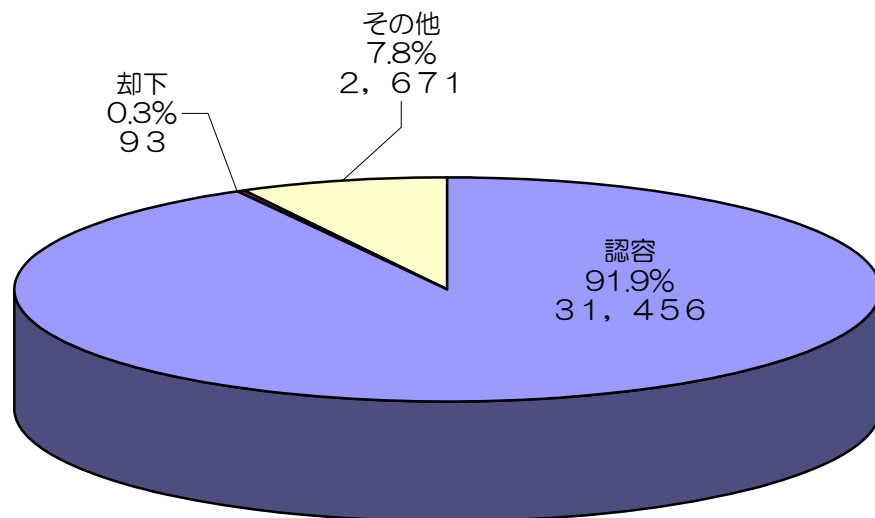
（注） 各年の件数は，それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

2 終局区分について（資料2）

- 成年後見関係事件の終局事件合計34,220件のうち、認容で終局したものは約91.9%（前年は約92.7%）である。

（資料2） 終局区分別件数

	既済 総数	後見開始			保佐開始			補助開始			任意後見監督人選任		
		認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他
全国	34,220	25,969	59	2,108	3,801	14	337	1,123	7	110	563	13	116



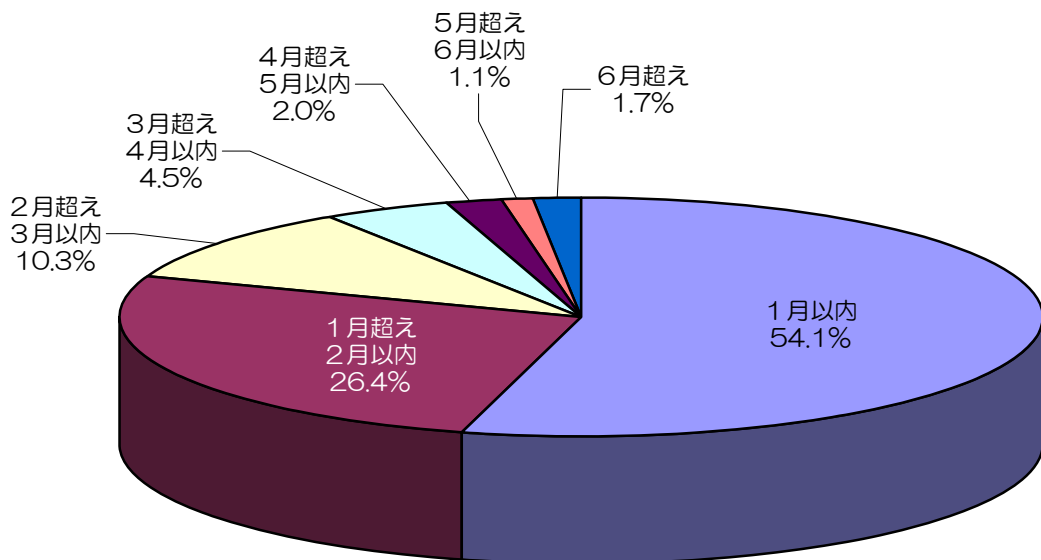
（注1） 平成24年1月から12月までに終局した件数である。

（注2） その他には、取下げ、本人死亡等による当然終了、移送などを含む。

3 審理期間について（資料3）

- 成年後見関係事件の終局事件合計34,220件のうち、2か月以内に終局したものが全体の約80.5%（前年は約79.1%）、4か月以内に終局したものが全体の約95.2%（前年は約94.5%）であり、前年と比べて、審理期間は短縮する傾向にある。

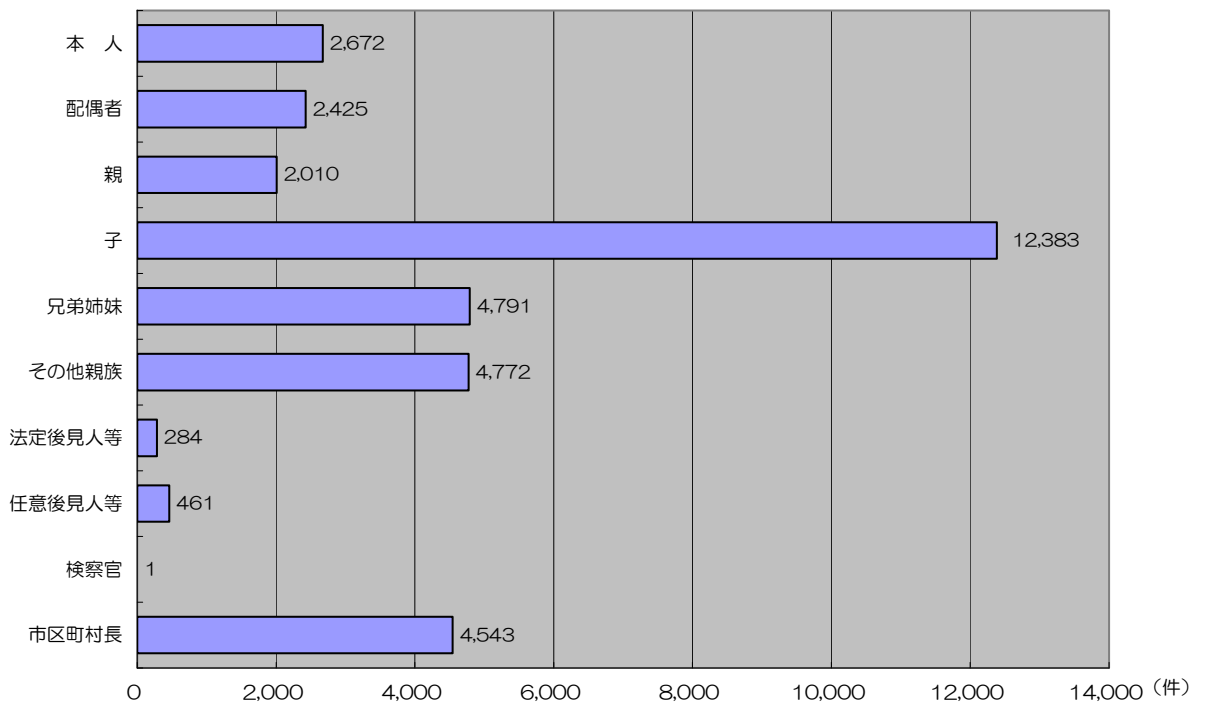
（資料3） 審理期間別の割合



4 申立人と本人との関係について（資料4，5）

- 申立人については、本人の子が最も多く全体の約36.1%を占め、次いで本人の兄弟姉妹が約14.0%となっている。
- 市区町村長が申し立てたものは4,543件（全体の約13.2%）で、前年の3,680件（全体の約11.7%）に比べ、対前年比約23.5%の増加となっている。

（資料4） 申立人と本人との関係別件数



（注1） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注2） 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したもの（34,342件）を母数としており、1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数（34,220件）とは一致しない。

（注3） その他親族とは、配偶者，親，子及び兄弟姉妹を除く，四親等内の親族をいう。

(資料5) 市区町村長申立件数(家庭裁判所管内別)

管内	件数
東京	739
横浜	390
さいたま	222
千葉	209
水戸	55
宇都宮	14
前橋	54
静岡	104
甲府	46
長野	44
新潟	44
大阪	457
京都	136
神戸	174
奈良	50
大津	55
和歌山	33
名古屋	194
津	46
岐阜	47
福井	16
金沢	27
富山	36

管内	件数
広島	62
山口	57
岡山	207
鳥取	28
松江	51
福岡	98
佐賀	29
長崎	22
大分	14
熊本	64
鹿児島	25
宮崎	66
那覇	49
仙台	56
福島	59
山形	80
盛岡	8
秋田	11
青森	42
札幌	74
函館	11
旭川	11
釧路	22
高松	49
徳島	46
高知	47
松山	63
総数	4,543

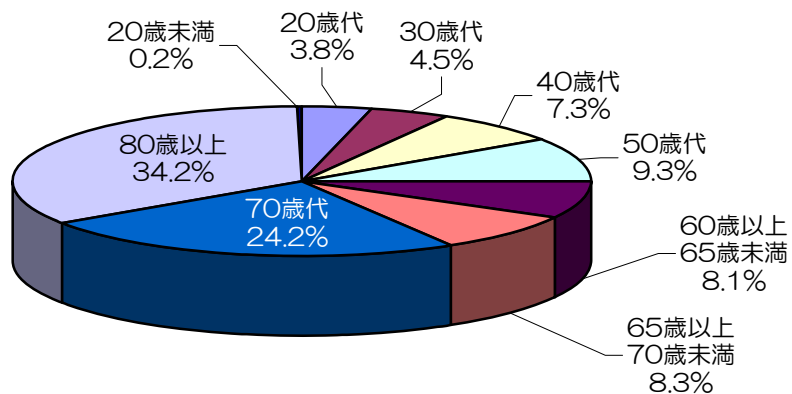
(注) 市区町村別の申立件数については把握していない。

5 本人の男女別・年齢別割合について（資料6）

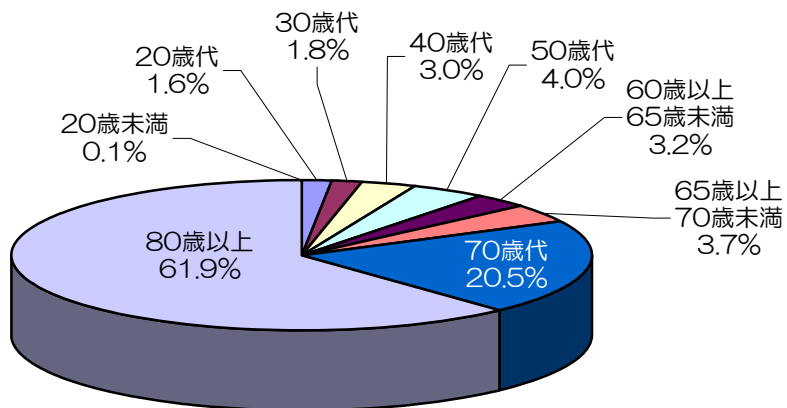
- 本人の男女別割合は、男性が約40.1%、女性が約59.9%である。
- 男性では、80歳以上が最も多く全体の約34.2%を占め、次いで70歳代の約24.2%となっている。
- 女性では、80歳以上が最も多く全体の約61.9%を占め、次いで70歳代の約20.5%となっている。
- 本人が65歳以上の者は、男性では男性全体の約66.7%を、女性では女性全体の約86.2%を占めている。

（資料6） 本人の男女別・年齢別割合

（男性）



（女性）

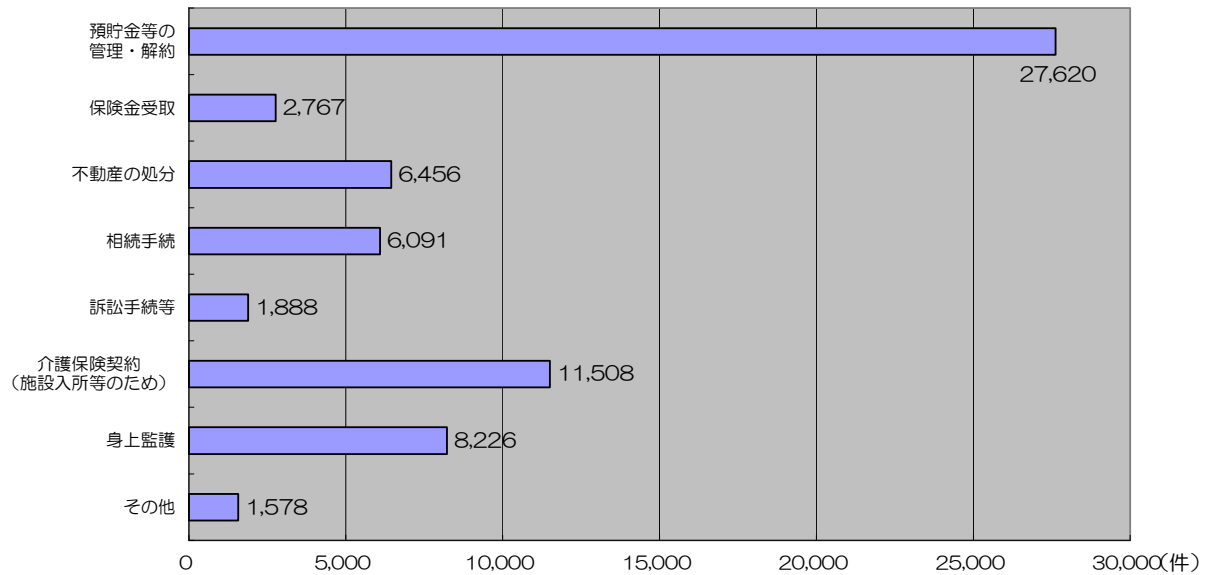


（注） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

6 申立ての動機について（資料7）

○ 主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、介護保険契約（施設入所等のため）となっている。

（資料7） 主な申立ての動機別件数



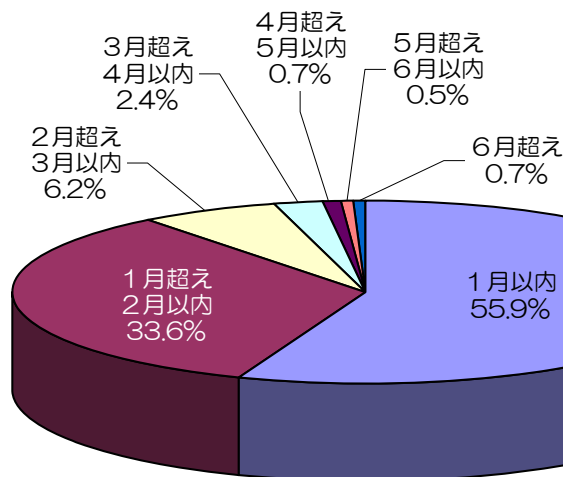
（注1） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注2） 1件の終局事件について主な申立ての動機が複数ある場合があるため，総数は，終局事件総数（34,220件）とは一致しない。

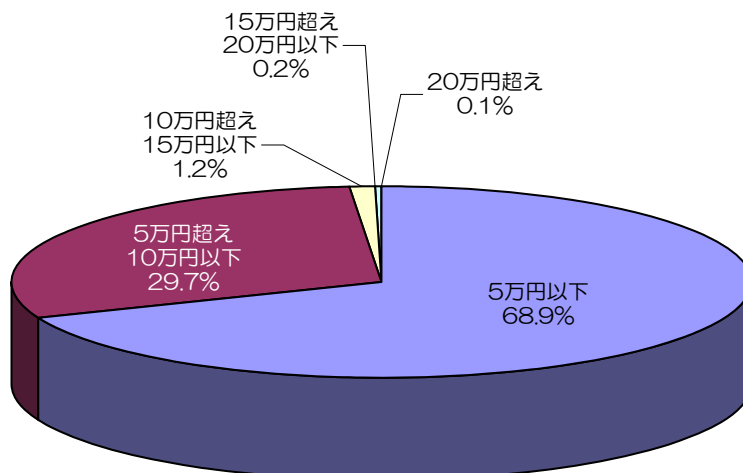
7 鑑定について（資料8，9）

- 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件のうち，鑑定を実施したものは，全体の約10.7%（前年は約13.1%）であった。
- 鑑定の期間については，1か月以内のものが最も多く全体の約55.9%（前年は約54.8%）を占めている。
- 鑑定の費用については，5万円以下のものが全体の約68.9%（前年は約68.3%）となっており，全体の約98.6%の事件において鑑定費用が10万円以下であった（前年は約98.8%であった。）。

（資料8） 鑑定期間別割合



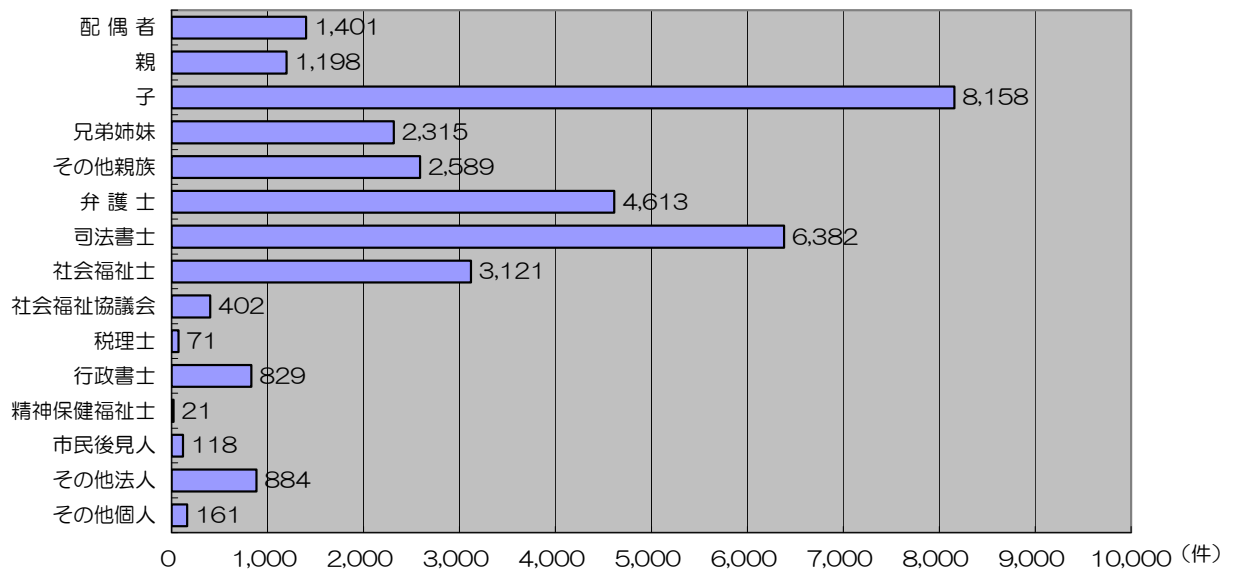
（資料9） 鑑定費用別割合



8 成年後見人等と本人との関係について（資料10）

- 成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人の関係をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約48.5%（前年は約55.6%）となっている。
- 親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは、全体の約51.5%（前年は約44.4%）であり、制度開始以来、初めて親族が成年後見人等に選任されたものを上回った。その内訳は、弁護士が4,613件（前年は3,278件）で、対前年比で約40.7%の増加、司法書士が6,382件（前年は4,872件）で、対前年比で約31.0%の増加、社会福祉士が3,121件（前年は2,740件）で、対前年比で約13.9%の増加となっている。

（資料10） 成年後見人等と本人との関係別件数



（注1） 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

（注2） 成年後見人等が該当する「関係別」の個数を集計したもの（32,263件）を母数としており、1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、認容で終局した事件総数（30,893件）とは一致しない。

（注3） その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。

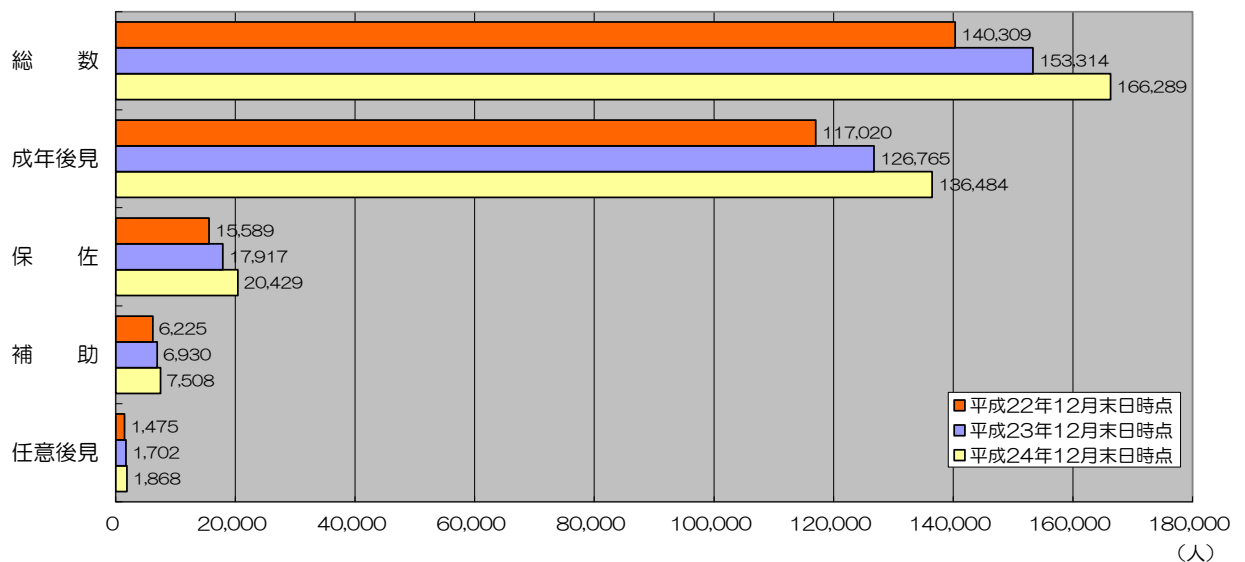
（注4） 弁護士、司法書士及び行政書士の数値は、弁護士法人214件、司法書士法人190件及び行政書士法人19件をそれぞれ含んでいる。

（注5） 市民後見人の数値は、各家庭裁判所が「市民後見人」として報告した個数を集計したものである。

9 成年後見制度の利用者数について（資料11）

- 平成24年12月末日時点における，成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は合計で166,289人（前年は153,314人）であり，対前年比約8.5%の増加となっている。
- 成年後見の利用者数は136,484人（前年は126,765人）であり，対前年比約7.7%の増加となっている。
- 保佐の利用者数は20,429人（前年は17,917人）であり，対前年比約14.0%の増加となっている。
- 補助の利用者数は7,508人（前年は6,930人）であり，対前年比約8.3%の増加となっている。
- 任意後見の利用者数は1,868人（前年は1,702人）であり，対前年比約9.8%の増加となっている。

（資料11） 成年後見制度の利用者数の推移



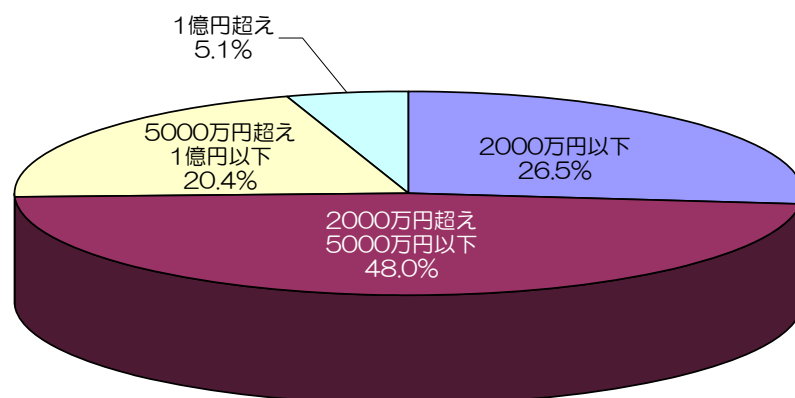
（注1） 成年後見制度の利用者とは，後見開始，保佐開始又は補助開始の審判がされ，現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人，被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ，現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

（注2） 成年後見制度の利用者数は，平成22年から調査を開始した。

参考 後見制度支援信託の利用状況について

- 後見制度支援信託を利用するために、後見人が代理して信託契約を締結した成年被後見人及び未成年被後見人の数は98人であり、信託した金銭の平均額は約4300万円である。

(参考資料) 信託財産額の分布(平成24年2月から12月まで)



(注1) 後見制度支援信託とは、成年被後見人又は未成年被後見人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことをいう。平成24年2月1日に導入された。

(注2) 後見制度支援信託の対象となるのは、成年後見及び未成年後見事件である。

(注3) 平成24年2月から12月までに、信託契約が締結された事件を対象とした。